

外国人児童生徒等教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知（ポイント）
 — 公立の義務教育諸学校への受入れ推進を中心として —

通知先：文部科学省
 通知日：平成15年8月7日
 実施時期：平成13年12月～15年7月

- 我が国に在留する外国人及び我が国の義務教育対象年齢の外国人子女は、近年増加傾向
 外国人登録者数 平成6年 約135万人⇒平成13年 約178万人
 義務教育対象年齢の外国人子女数 平成6年 約10万2,000人⇒平成13年 約10万人5,000人(当省推計)
- 外国人子女に就学義務はないが、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(昭和54年条約第6号)に基づき、入学を希望する者については、公立の義務教育諸学校への受入を保障

〈通知要旨1〉

外国語による就学案内の例文を就学ガイドブック(注)等に掲載し、都道府県教育委員会(以下、「県教委」という。)及び市町村教育委員会(以下、「市教委」という。)に提供するとともに、県教委に対し、市教委に次の措置を講ずるよう助言すること。

- ① 中学校新入学相当年齢の外国人子女の保護者に対し、就学案内のきめ細かな発給を行うこと。
- ② 就学案内については、外国人の居住状況等をも踏まえつつ、外国語によるものも作成し発給すること。

(注) 我が国の教育制度、入学手続等の概要を説明した資料であり、県教委・市教委に提供されている。日本語のほか、ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語など各種の外国語版がある。

- 公立小学校に在籍している外国人児童の保護者に対してのみ公立中学校への就学案内を発給…43市教委中24市教委
- 公立小学校に在籍していない外国人子女の保護者に対しても就学案内を発給することによって、公立中学校への入学機会の確保につながっている例あり。
- 外国語による就学案内を発給している市教委は、43市教委中、小学校への就学案内で15市教委、中学校への就学案内で11市教委。その他の市教委は日本語による就学案内しか発給していない。
- 文部科学省が作成している外国語による就学ガイドブックには、就学案内の例文が記載されていない。

〈通知要旨2〉

就学援助制度(注)についての外国語による案内を就学ガイドブック等に記載し、県教委及び市教委に提供するとともに、県教委に対し、市教委に次の措置を講ずるよう助言すること。

- ① 就学援助制度の周知については、外国人子女の保護者が入学を決定する前の適時に行うことにも配慮すること。
- ② 就学援助制度を説明する資料の作成に当たっては、外国人の居住状況等をも踏まえつつ、外国語を用いることにも配慮すること。

(注) 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が援助。国は、援助費(学用品費、学校給食費等)の一部を補助(平成13年度 約153億円)

- 就学援助制度の周知の時期
 - ・新入学の場合、外国人子女の保護者が入学を決定した後(入学前の健康診断の際など)…43市教委すべて
 - ・編入学の場合、外国人子女の保護者から照会がある場合を除き、編入学後…43市教委中27市教委
- 外国人子女の保護者の中には、公立小・中学校に入学することによって多額の財政的負担を強いられると誤解している者あり。
- 外国語による就学援助制度の案内パンフレットを配布…43市教委中11市教委
 その他の市教委は日本語による案内パンフレットしか配布していない。
- 外国語による就学ガイドブックには、就学援助制度の案内が記載されていない。

〈通知要旨3〉

外国人児童生徒の居住地の通学区域内に日本語指導体制が整備されている学校がない場合には、地域の実情に応じ、通学区域外でかつ通学が可能な日本語指導体制が整備されている学校への通学を認めることについて、市教委に対して周知すること。

- 外国人児童生徒の受入れ学校の指定の変更を認めていない市教委…43市教委中11市教委
- 11市教委管内の学校の中には、外国人児童生徒の居住地の近隣に、日本語指導専任教員が配置され日本語指導体制が整備されている学校があり、これらの学校への通学が十分可能であるにもかかわらず、日本語指導体制が整備されていない受入れ学校の指定を受けた学校に転・編入学している児童生徒の例あり。